

重要事項説明書

愛情ふるふる

SBI プリズム少額短期保険株式会社

2023年4月版

PES115-SPM-2304 JACAP202200097

【重要事項説明書】

- この書面は、SBIプリズム少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）が販売するペット保険に関する重要な事項を説明しております。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ペット保険普通保険約款・特約条項（ペット生活総合補償保険）」にてご確認ください。
- ご不明な点につきましては、代理店または当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。
- 契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。

契約概要

【ご契約の前にご確認いただくこと】

1. ペット保険の仕組み

この保険は、保険の対象であるペット（もっぱら家庭で愛玩用として飼育される犬・猫・小動物など）が、日本国内で保険期間中に障害（病気やけが）を被り、その結果、被保険者が国内の動物病院で負担した診療費に対して保険金をお支払いします。

2. お支払いする保険金の内容（補償内容）について

ご契約いただくプランによりましては、下表の一部が補償対象外となりますので、必ずパンフレットをご確認ください。

(1) 入院保険金	入院日から退院日までの連続した期間を「1入院期間」とし、ペットが入院した際の補償対象となる1入院期間ごとの診療費に補償割合を乗じた額について、入院1日あたりの基準額とその期間中の入院日数（入院日および退院日を含む。）を乗じた額を限度として保険金をお支払いします。ただし、お支払いの対象となる入院日の総日数は、保険期間中通算で入院補償限度日数が限度となります。 ※1泊2日以上入院が対象となり、入院の初日分からお支払いします。（いわゆる「日帰り入院」「半日入院」は、通院保険金の補償対象となります） ※手術費用は入院保険金の補償対象からは除かれ、手術保険金の補償対象となります。
(2) 通院保険金	ペットが通院した際の補償対象となる1日ごとの診療費に補償割合を乗じた額と、通院補償限度日額の小さい方に対して、免責金額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、お支払いの対象となる通院日の総日数は、保険期間中通算で通院補償限度日数が限度となります。 ※手術費用は通院保険金の補償対象からは除かれ、手術保険金の補償対象となります。 ※なお、「通院」とはあくまで「ペット」が実際に動物病院に行って獣医師により治療を受けることを意味します。「ペット」が実際に通院せずにペットの飼い主のみが通院した場合や薬品の処方郵送などにより受けるものは「通院」には該当せず、通院保険金の対象とはなりませんのでご注意ください。また、動物病院以外の機関において受ける処置や用品の購入、レンタル行為も「通院」には該当せず、通院保険金の対象とはなりません。

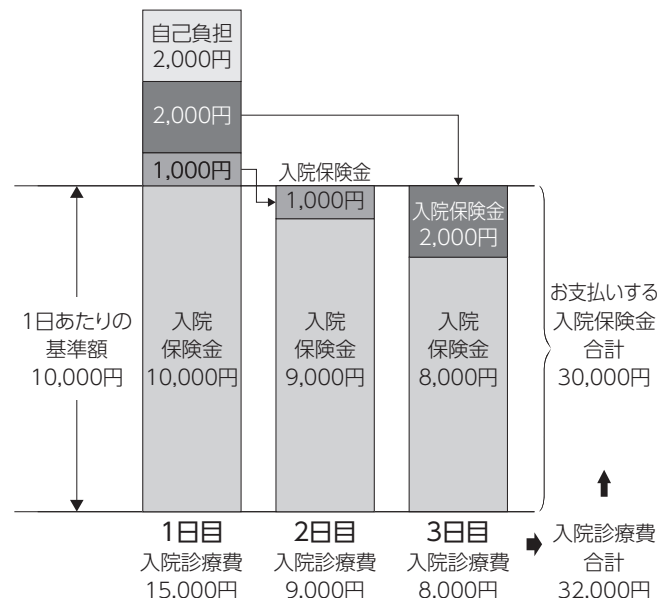
(3) 手術保険金	ペットが手術を受けた際の補償対象となる1回ごとの診療費に補償割合を乗じた額について、手術保険金額を限度として保険金をお支払いします。なお、同一日に複数の手術を受けたときは1回の手術とみなします。また、保険期間中通算で2回が限度となります。 ※切創の縫合、皮膚病治療にともなう切開・排膿処理の外科的処置、手術完了後に行われる抜糸、ピン・ワイヤー・ネジ（ボルトを含みます）・釘、金属プレート除去の2次的処置は、手術には含まれず、これらは入院保険金または通院保険金の補償対象となります。
(4) 診断書費用保険金	被保険者が、前記の保険金のいずれかを請求するにあたり提出された診断書を作成する費用を、診断書費用保険金額を限度にお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間中通算して診断書費用保険金額を限度とします。

<入院保険金の計算方法>

(例)

2泊3日の入院で、この入院中に負担した診療費の合計額のうち、補償対象となる金額が32,000円であり、1日あたりの基準額が10,000円（補償割合100%）の場合

→補償対象となる診療費の合計額（32,000円×補償割合100%）に対し、1入院あたりの限度額は30,000円（10,000円×3日）であるため、お支払いする保険金は30,000円（差額の2,000円は自己負担）となります。



3. 保険期間について

この保険の保険期間は、1年となります。

4. 更新契約について

当社は、この保険契約を更新する場合、保険期間の末日の2か月前までに更新通知書を契約者に送付いたします。更新通知書に対し、契約者から保険期間の末日の1か月前までに特段の意思表示がなされない場合、当社は、契約者がその記載内容で更新する旨の意思表示をなされたものとして更新手続きをいたします。

※更新契約から、ご契約プランを変更される場合は、保険期間の末日の1か月前までに、プラン変更申込書兼告知書により、プラン変更のお申し込みが必要です。その際、改めて健康状態の告知書と健康診断書を必要とする場合がございます。告知内容や健康診断の結果によりましては、プラン変更をお引き受けできない場合がございます。

※更新契約の場合、病歴などにより「特定疾病不担保特約」を適用することを更新条件とさせていただきます場合があります。

5. 引受条件（ご契約金額等）

(1) 保険金額等の設定について

ペットが被った障害（病気やけが）に関して、日本国内の動物病院で診療費を負担した場合に、その診療費に補償割合を乗じた額をお支払いします。ただし、次の保険金区分ごとに、1日（1回）あたりの保険金額等および限度日数（回数）を上限とします。

(例)

新規契約の愛情ふるふるプレミアムプランおよび更新契約

保険金区分	入院	通院	手術	診断書	飼育費用補償
保険金額等	1日あたり（※） 12,000円 まで	1日あたり 12,000円 まで	1回あたり 150,000円 まで	1年あたり 10,000円 まで	500,000 円 まで
年間の 限度日数 (回数)	60日まで	60日まで	2回まで	—	—

※入院保険金については、1日あたりの保険金額ではなく1日あたりの基準額となります。「2.お支払いする保険金の内容（補償内容）について」に記載のとおり、この基準額に入院日数を乗じた金額を、1入院期間における限度額として保険金をお支払いします。そのため、「1入院期間における限度額」は、実際の入院日数によって変動します。

入院は、1泊2日以上が対象となります。入院日数のカウント方法は、たとえば、3泊4日の場合（4日分の入院診療費が発生している場合）であれば、入院4日となります。

入院中に手術を受けた場合は、入院日それぞれの日の診療実費と手術実費を補償限度額までお支払いします。たとえば、3泊4日の入院中に手術を1回した場合は、入院4日間それぞれの日の診療費と手術1回の手術費の実費を補償限度額までお支払いします。

(2) 保険金額の限度について

法令により、お1人の被保険者が当社とご契約いただける保険金額（年間最高補償額）合計は、1,000万円が限度となります。

※保険期間中に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出などを行ったうえで、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

6. ご契約いただけるペットと年齢

(1) 新規契約

保険商品ごとにご契約いただけるペットと年齢は以下のとおりです。

なお、「ご契約いただける年齢」は、保険契約の初日時点における年齢に基づきます。

犬・猫

商品名	ご契約いただける年齢
愛情ふるふる	0歳以上満8歳未満

(2) 更新契約

全保険商品および全ペット種類において、終身での更新が可能です。

7. ご契約に際し特則を適用させていただく場合

新規・更新契約にあたり、以下の特則を適用することを契約条件とさせていただきます場合があります。

● 保険証券および更新証の不発行に関する特則

保険契約者の申し出により、保険証券および更新証の発行を行わない場合があります。この場合において、この保険契約の内容としてインターネット等で提供した事項および保険証券に代わる書面に記載した事項を、保険証券および更新証の記載事項とみなして、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約の規定を適用します。

8. 特約について

(1) すべてのご契約に適用される特約

特約名	特約の概要
更新契約特約	お申し出がない限り、保険期間の満期後は原則として自動的に契約を更新します。更新を希望されない場合には、保険期間の末日の1か月前までに必ずお申し出ください。
通信販売特約	通信手段（主に郵送や情報処理機器等）の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約を締結する場合に適用されます。

(2) ご契約により適用される特約

特約名	特約の概要
特定疾病不担保特約	● この特約が適用される場合は、次の場合については補償対象外となります。なお、以下の「不担保期間」および「不担保疾病」については保険証券等に記載がありますので、ご確認ください。 ・ ペットが不担保期間内に不担保疾病に関して診療を受けた場合 ・ ペットが不担保期間内に発症した不担保疾病により不担保期間終了後診療を受けた場合 ● 新規契約においては、告知書や健康診断書等に基づき、この特約を適用したうえでの引き受けとなる場合があります。更新契約においても、病歴等に基づき、同様とさせていただきます場合があります。 いずれの場合においても、当社より不担保特約同意書を送付します。返送期日までにお客さまからの返送がない場合には引き受けができませんので、ご注意ください。

特約名	特約の概要
先天性障害等補償特約	普通保険約款では補償対象外である先天性障害を補償する特約であり、付帯されている場合は保険証券等に記載がありますので、ご確認ください。
飼育費用補償特約	ペットの飼い主である被保険者が死亡等をした場合であってもペットが継続して飼育されるよう、費用を負担したうえでペット保護譲渡団体にペットを譲り渡した代理人や法定相続人に対して保険金をお支払いします。付帯されている場合は保険証券等に記載がありますので、ご確認ください。 ● 保険金をお支払いできない主な場合 ・ 被保険者が自殺した場合 ・ ペット保護譲渡団体が反社会的勢力に該当すると認められる場合 ・ ペットをペット保護譲渡団体に譲り渡した日が、被保険者の死亡または被保険者の高度障害状態の原因となる傷害もしくは疾病の発生から1年を過ぎた場合 など
団体扱特約	集金契約に基づいて、企業や労働組合等の「団体」が、保険料を給与引去またはフレカ等の方法により集金する場合に適用されます。

※詳しくは「ペット保険普通保険約款・特約条項（ペット生活総合補償保険）」でご確認ください。

9. 保険料の割引について

多頭割引 ※犬・猫のみが対象

(1) 以下のケースのすべてに当てはまる場合適用されます。

- ① 同一の契約者が複数の犬または猫をご契約された場合
- ② 保険期間が1年以上のご契約を申し込まれた場合
- ③ 対象となるすべての契約の「決済方法」^(※1)および「支払方法」^(※2)が同一の場合

(※1) 決済方法とは、口座振替またはクレジットカード払をいいます。

(※2) 支払方法とは、年払または月払をいいます。

(2) 割引率（下表のとおり）

頭数	割引率
2～3頭	5%
4頭以上	8%

(3) 適用方法

(例1) 犬2頭が同時に加入した場合

2頭とも、割引率5%を適用いたします。

(例2) 最初に犬1頭が加入し、その2か月後に猫が加入した場合

① 2か月後に加入した猫については、割引率5%を適用いたします。

② 最初の犬は、更新契約から割引率5%を適用いたします。

10. 引き受けの通知について

当社は申込書等に基づく審査や引受可能な保険金額等を確認したうえで、引き受けができない場合には、保険期間の初日まで（「愛情ふるふる」の場合は保険期間の初日から起算して10日後まで）に、当社または代理店よりその旨を通知します。

11. 保険料の決済方法・支払方法について

保険料の決済方法は、口座振替またはクレジットカード払となり、支払方法は、年払または月払となります。

※保険料の払い込みスケジュールについては、注意喚起情報5をご覧ください。

【ご注意】

保険料払込日以前に保険金請求があった場合、保険金のお支払いは保険料の払い込みを確認した後になります。

12. 配当金について

この保険は、配当金はありません。

13. 解約返戻金について（契約者による保険契約の解除等の場合）

解約返戻金は、すでに領収した保険料から既経過期間に対応する以下の解約率表によって計算した既経過保険料を差し引き、その残額を返戻します。

※解約返戻金がある場合でも、払い込まれた保険料総額よりも少ない金額となりますので、解約の際には十分ご検討ください。

解約率表

年払契約の場合

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで
控除係数	25%	35%	45%	55%	65%	70%

既経過期間	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
控除係数	75%	80%	85%	90%	95%	100%

既経過期間の計算において端数日は切り上げ1か月とします。

注 意 喚 起 情 報

- この「注意喚起情報」は、契約者・被保険者にとって不利益となる可能性がある情報など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ご契約前に必ず内容をご確認のうえお申し込みいただき、ご契約後も大切に保管していただきますようお願いいたします。また、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、代理店または当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

1. クーリング・オフのご説明（契約申し込みの撤回等について）

「契約者が個人」の場合には、ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除（以下、「クーリング・オフ」といいます）を行うことができます。

(1) クーリング・オフのお申し出ができる期間

ご契約者さまが保険契約をお申し込みいただいた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、クーリング・オフのお申し出ができます。

(2) クーリング・オフのお申し出の方法

上記（1）の期間内（書面の場合は8日以内の消印有効）に当社本社宛書面または当社ホームページの所定の画面からの送信によりご通知ください。

※契約を取り扱った代理店は、クーリング・オフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

※すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

●書面でクーリング・オフのお手続きをされる場合

ハガキなどに、以下の「記載事項」をご記載のうえ、当社本社宛に通知ください。

【本社宛先】

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番1号
仙台銀行ビル7階

SBIプリズム少額短期保険株式会社 クーリング・オフ受付宛て

【記載事項】

- ・ご契約をクーリング・オフする旨の内容
- ・ご契約者の住所、氏名（ご捺印）、電話番号
- ・保険契約をお申し込みいただいた日
- ・ご契約を申し込まれた保険内容（ご加入プラン、ペット名、取扱代理店、保険料の払込方法）

●当社ホームページよりクーリング・オフのお手続きをされる場合

当社ホームページ内の「クーリング・オフ手続きページ」へアクセスし、必要事項をご入力の上ご送信ください。

【ホームページアドレス】<https://www.sbpriism.co.jp>

(3) 払い込まれた保険料の返還

クーリング・オフのお申し出をされた場合には、すでに払い込まれた保険料をすみやかにお客さまの銀行口座にお返しします。なお、当社およびご契約いただいた代理店は、契約者にクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

(4) クーリング・オフのお申し出ができないご契約

法人または社団・財団などが締結したご契約および生体販売店が生体に付帯したご契約は、クーリング・オフのお申し出ができません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結の際の告知義務

契約者（被保険者）には、保険契約締結の際に保険契約に関する重要な事項を当社に告知していただく義務があります。具体的には、申込書の記載事項および告知書の質問事項に対してありの

ままに記載・回答していただければ結構です。この記載事項や回答内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除させていただく場合があります。特に、ほかの保険会社などとのペット保険契約の有無やペットの健康告知について記載されるときは、十分ご注意ください。

(2) 契約締結後の通知義務

契約者には、保険契約締結後に次の事実が生じたときは、当社に通知していただく義務があります。この通知をしていただかないときは、当社からの通知が契約者に届かない場合（以下①の場合）や保険契約の譲渡ができない場合（以下②の場合）があります。

① 契約者が住所を変更したとき

② ペットを譲渡したとき

3. 補償の開始時期について

(1) 補償の開始時期について

① 新規契約の愛情ふるふる

申込（引渡）日の翌日午前0時より補償開始となります。

② 更新契約

保険証券等に記載の日時より補償開始となります。

(2) がんの待機期間について

プランに関わらずすべての新規契約には、保険期間の初日から45日間のがんについての待機期間が設定されています。（更新契約には設定されていません。）

4. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険における主な保険金をお支払いできない場合は次のとおりです。なお、詳細については、「ペット保険普通保険約款・特約条項（ペット生活総合補償保険）」にてご確認ください。

- (1) 初年度契約の保険期間の初日より前（がんについては初年度契約の待機期間の終了より前）に被った障害
- (2) 日本国外で被った障害および日本国外の動物病院で診療を受けた場合の診療費
- (3) 保険契約者または被保険者などの故意・重過失に起因する場合
- (4) 被保険者がペットに対して給餌または給水等の基本的管理を怠った場合
- (5) 犬・猫・フェレットについて、保険期間の初日からさかのぼり過去13か月以内に、特定の疾病に関するワクチン接種等の予防措置が講じられておらずにその疾病を発症した場合
- (6) 先天性の障害およびこれに起因する障害（ただし、先天性障害等補償特約が適用されている場合を除きます。）
- (7) 以下の障害およびこれらに起因する障害
狂犬病、フィラリア感染症、鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、停留睪丸、チェリーアイ、気管虚脱および猫免疫不全ウイルス感染症（ただし、先天性障害等補償特約が適用されることにより補償される障害を除きます。）
- (8) 競技や狩猟等の行為により生じた障害およびこれらに起因する障害
- (9) 地震、噴火、津波、台風または洪水等の自然災害に起因する障害
- (10) 繁殖行為ならびに妊娠、出産、早産、流産および帝王切開に関する処置

- (11) 歯削（歯切）および歯石除去ならびに歯肉、歯牙、歯周病、不正咬合等の一切の歯科処置
- (12) 健康体を想定して行われる検査等の処置（ただし、加療の効果を確認することを目的として行われる検査を除きます。）
- (13) 健康診断
- (14) ノミまたはダニの予防処置に関する費用
- (15) 断耳、断尾、膺ヘルニアなどの美容整形を目的とした処置
- (16) 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外に関する費用
- (17) シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナーを購入する費用（ただし、入院中に動物病院内で処置に用いられるものを除きます。）
- (18) 東洋医学（漢方や鍼灸など）、インド医学、免疫療法および温泉療法等の代替医療または減感作療法に関する費用
- (19) 保険料が正常に支払われていない場合
- (20) 保険期間中に傷害を被り、その診療日から3年間保険金請求がされなかった場合 など

5. 保険料の払い込みスケジュールについて

(1) 保険期間の開始時期と保険料の払い込みスケジュール

保険期間の開始時期と（払込猶予期間を含む）保険料の払い込みスケジュールは以下のとおりです。

① 新規契約

ア. 口座振替の場合

下表の口座振替日に保険料の振り替えがなされなかった場合は、口座振替日の属する月の翌月の口座振替日までに必ず払い込んでください。

責任開始日 (補償開始日)	口座振替日(※)	保険料の 振込猶予期間
毎月1日～15日の場合	翌月の27日	口座振替日が属する月の 翌月の口座振替日
毎月16日～末日の場合	翌々月の27日	

※ 月払契約の2回目以降の口座振替日は、上記の表の口座振替日の翌月以降の応当日となります。

※ 口座振替日に振り替えがなされなかったときは、当社から契約者に書面にてご連絡いたします。

イ. クレジットカードの場合

下表のオーソリ日に保険料のオーソリ(※)がなされなかった場合は、オーソリ日の属する月の翌月のオーソリ日までに必ず払い込んでください。

責任開始日 (補償開始日)	オーソリ日(※)	保険料の 振込猶予期間
毎月1日～15日の場合	当月の20日	オーソリ日が属する月の 翌月のオーソリ日
毎月16日～末日の場合	翌月の20日	

※ 「オーソリ」とは、クレジットカード発行会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であることなどの確認を行うことをいいます。

※ 月払契約の2回目以降のオーソリ日は、上記の表のオーソリ日の翌月以降の応当日となります。

※ オーソリ日にオーソリがなされなかったときは、当社から契約者に書面にてご連絡いたします。

※ **更新保険料のオーソリ日について、年払を選択された場合、オーソリ日は責任開始月（補償開始月）の20日とします。**

② 更新契約

初年度契約の保険期間の初日に応じて、上記①と同じです。詳細につきましては、保険期間の末日の2か月前に送付する更新通知書でご確認ください。

(2) 保険料の払い込みがされない場合の契約の解除について

払込猶予期間内に保険料の払い込みがされない場合、次の日をもって保険契約は解除され、解除日以降の入院や通院に関する診療費については、保険金のお支払いはできません。なお、月払の場合、払い込みがされなかった月の翌月に2か月分請求させていただきます。

① 年払の場合

保険期間の初日

② 月払の場合

保険料の払い込みがされたことにより有効に存続した期間を経過した日（保険期間の初日の応当日）

6. 飼育費用補償特約が適用されたご契約の場合

飼育費用補償特約が適用されたご契約において、被保険者が死亡等をされた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。

その他にもご不明な点などがありましたら、当社ホームページ(<https://www.sbiprism.co.jp>)をご覧くださいか直接当社までお問い合わせください。

7. 保険金をお支払いする時期

当社に保険金を請求された場合、請求に必要な事項が記載されたすべての書類が到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

① 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合：90日

② 災害救助法が適用された地域において、保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合：60日 等

8. 重複保険契約について

この保険契約と全部または一部について支払責任を同一とするほかの会社との保険契約など（以下「ほかの保険契約など」といいます）があり、保険金のお支払い対象となる期間が重複した場合、以下のとおり算出された額を保険金としてお支払いします。

① ほかの保険契約などから保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額。

② ほかの保険契約などから保険金が支払われた場合は、被保険者の負担した費用の額から、ほかの保険契約などから支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

9. 法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額等

保険期間中に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出などを行ったうえで、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2) 更新契約の取り扱い

① この保険契約は、保険期間経過の際、原則として自動更新となります。詳しくは、契約概要4をご覧ください。

② 保険契約を更新する際に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出などを行ったうえで、更新契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

③ 保険契約を更新する際に、保険金支払いの増加によって保険契約が不採算となり、保険契約の更新が困難であると認められる場合は、更新契約を引き受けしないことがあります。

(3) 当社が引き受けられる保険契約

① 保険期間は1年です。

- ② 保険金額はお1人の被保険者について1,000万円までです。
(この保険契約を締結することによって、合計保険金額が1,000万円を超えたときは、この保険契約は無効となります)
- ③ お1人の保険契約者について引き受けることのできる保険契約の保険金額は10億円までです。

10. 保険会社破綻時のお取り扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転などの補償対象契約には該当いたしません。また、同機構が行う資金援助などの措置の適用もございません。

11. 契約者・被保険者の個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の利用目的について

個人情報は以下の業務ならびに付随する業務の遂行を目的として利用いたします。また個人情報は利用目的の範囲内でのみ利用いたします。開示対象個人情報についても、以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ① 保険契約の申し込みに関する引き受けの審査、契約の履行および保管理に関する業務を遂行すること
- ② 適正な保険金の支払いに関する業務を遂行すること
- ③ 上記①および②に付帯する必要業務を遂行すること
- ④ 当社が有する債権の管理および回収の業務を遂行すること
- ⑤ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求に関する業務を遂行すること
- ⑥ 保険商品などの当社が取り扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取り次ぎおよび管理に関する業務を遂行すること
- ⑦ 当社または当社の提携先の各種商品やサービスをご案内すること
- ⑧ 当社が主催する各種イベント、キャンペーン、セミナーなどの案内に関する各種情報を提供すること
- ⑨ 当社が提供する商品およびサービスに関して、アンケートによる調査を行うこと
- ⑩ 通話録音による個人情報について、お客さまのご依頼やお問い合わせ内容を正確に社内伝達すること、および顧客サービスの品質を評価するためのデータとすること
- ⑪ お問い合わせまたは各種請求に対して回答すること

(2) 機微な個人情報の取り扱いについて

思想、本籍地および差別要因となる事項などは機微な個人情報として以下の例外事項を除き、取得、利用および第三者提供を行いません。

- ① 相続手続きに係る保険契約の権利義務の移転などの遂行が必要である場合
- ② 保険業の適切な業務運営を確保する必要がある場合で、かつお客さまの同意を得た場合
- ③ その他、『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』に規定される例外事項が適用される場合

(3) 個人情報の提供について

個人情報は以下の例外事項を除き、本人の同意を得ずに第三者へ提供いたしません。

- ① 法令に基づく指示を受けて個人情報を提供する場合がある場合
- ② 保険契約に基づくお客さまの利益に影響が想定され、緊急に動物医療機関などへ個人情報を提供する場合がある場合
- ③ 再保険契約を締結するために、原契約に含まれる個人情報を再保険会社へ提供する場合がある場合
- ④ 保険制度の健全かつ公平な運営の確保および保険金などの不正請求の防止を目的として、保険業に関連する企業、団体または協会等との間で個人情報を協同して利用する場合
- ⑤ SBIグループ企業との間で共同利用を行う場合

詳しくは、当社ホームページの「個人情報保護に関する基本方針」をご覧ください。

(4) 業務委託について

当社は保険契約の募集に係る業務の保険代理店への委託など、個人情報の取り扱いを含む業務を第三者へ委託いたします。上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する詳細は当社ホームページの「個人情報保護に関する基本方針」をご確認ください。

12. 少額短期ほけん相談室のご案内

当社は、お客さまからお申し出いただいた苦情などにつきましては、解決に向けて、真摯な対応に努める所存でございます。

当社に関する苦情などのご相談につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8

八丁堀H Fビル2F

TEL : 0120-82-1144 / FAX : 03-3297-0755

通常受付時間：9時～12時、13時～17時

通常受付日：月曜日～金曜日

(祝日および年末年始休業期間を除く)

13. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社と共に保険金などのお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者などの社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<https://www.shougakutanki.jp>) をご参照ください。

14. Web約款のご案内

当社では、お客さまの書類保管負担の軽減や利便性の向上、環境保護の一環として、「ペット保険普通保険約款・特約条項(ペット生活総合補償保険)」を紙約款に替えて、Web約款の形式で提供しております。Web約款は右記QRコードからご確認ください。



また、紙約款をご希望の場合は、お手数ですが、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご連絡(事故のご連絡も承ります)の窓口は
以下のとおりです。

SBI プリズム少額短期保険株式会社

サンキュー ワンニャンワンニャン

カスタマーセンター **0120-39-1212**

<https://www.sbiprism.co.jp>

仙台北社：〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町

2丁目1番1号 仙台銀行ビル7階